

川上村
国土強靱化地域計画



令和3年3月

川上村

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	4
5 各種施策の推進と進捗管理	4
第2章 基本的な考え方	5
1 想定するリスク	5
(1) 地震災害	5
(2) 土砂災害・水害	5
(3) 大雪・雪崩災害	6
(4) 複合災害	6
参考 長野県第3次地震被害想定	7
2 総合目標、基本目標	9
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	9
(1) 本村の強靱化を推進する上での取組姿勢	9
(2) 適切な施策の組み合わせ	10
(3) 効率的な施策の推進	10
(4) 地域特性に応じた施策の推進	10
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	11
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	11
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	12
3 施策分野の設定	13
4 脆弱性評価結果	13
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	14
1 人命の保護が最大限図られること	14
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	14
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	14
1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	15
1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	15
1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	16
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	17

2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足.....	17
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足.....	17
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶.....	18
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺.....	18
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生.....	18
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること.....	19
3-1	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下.....	19
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止.....	19
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること.....	20
4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止.....	20
4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止.....	20
4-3	地域交通ネットワークが分断する事態.....	20
5	流通・経済活動を停滞させないこと.....	21
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺.....	21
5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞.....	21
6	二次的な被害を発生させないこと.....	22
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生.....	22
6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生.....	22
6-3	農地・森林等の荒廃.....	22
6-4	観光や地域農産物に対する風評被害.....	23
6-5	避難所等における環境の悪化.....	24
7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻る.....	25
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	25
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	25
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態.....	25
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	25
	別表.....	26
	別表1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果.....	26
	別表2 個別の事業一覧（川上村村国土強靱化地域計画に基づく主な事業）.....	34

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

川上村ではかつて、昭和57年と昭和58年の台風により、千曲川の堤防が決壊し、家屋、農地、道路等に甚大な被害を受けました。また、近年では、平成26年2月の大雪災害、令和元年東日本台風などの災害に見舞われ、集落の孤立や基幹産業である野菜生産基盤の損壊など大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

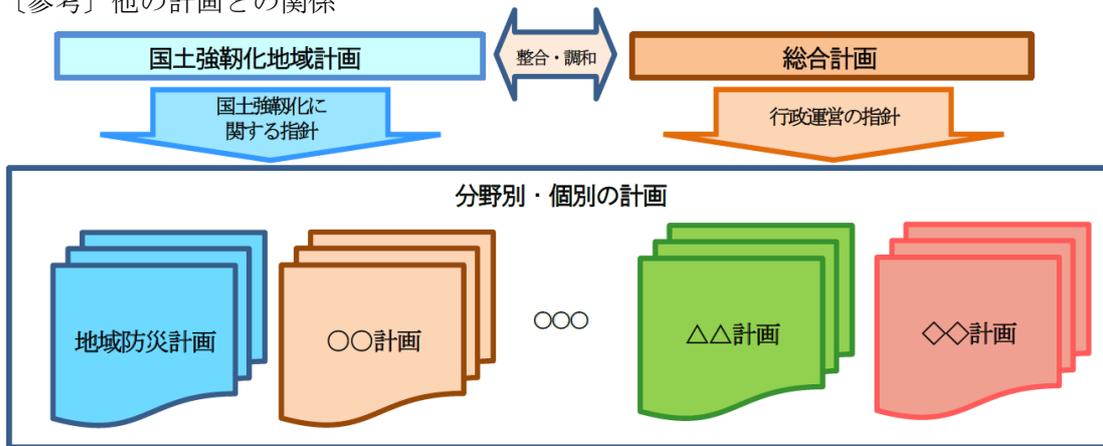
川上村においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての村民や川上村に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、強靱化に関する指針となる「川上村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

川上村では、これまで川上村地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強い村づくりを推進してきましたが、本計画では、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する川上村の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「川上村総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から川上村における様々な分野の指針となる計画です。

〔参考〕他の計画との関係



〔参考〕川上村国土強靱化地域計画と関係する計画

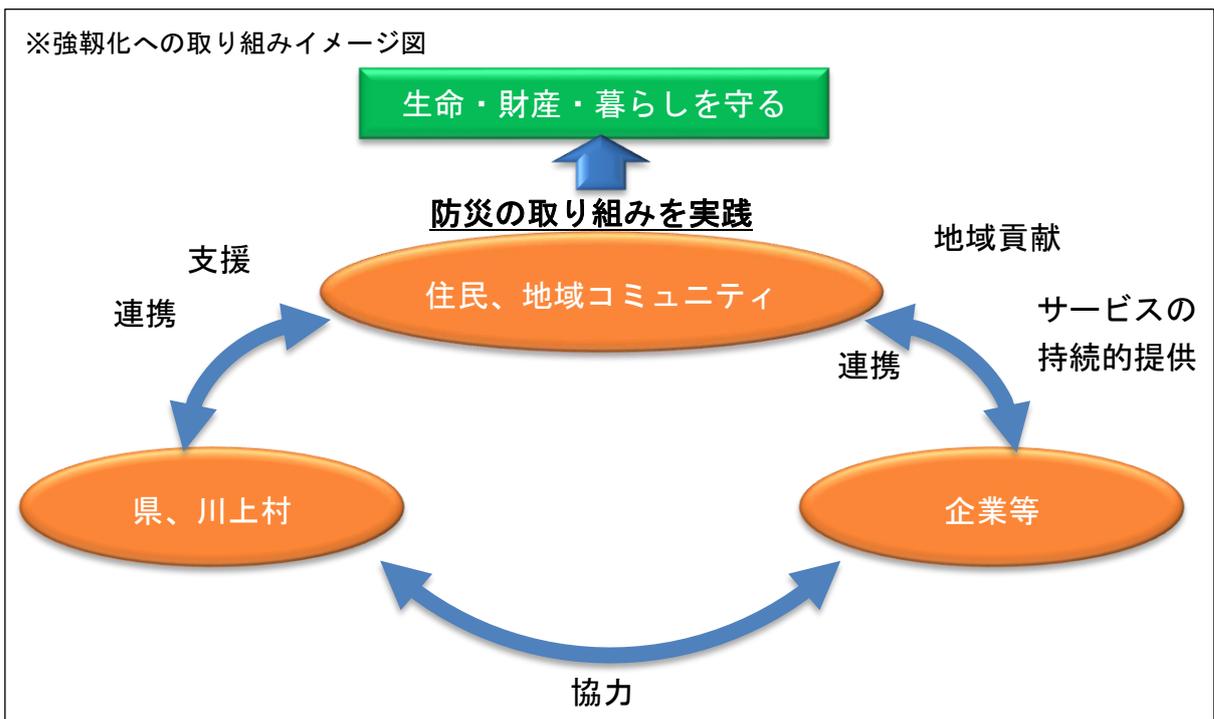
川上村総合計画	川上村地域防災計画
川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略	川上村農業振興地域整備計画
川上村森林整備計画	川上村橋梁長寿命化修繕計画
川上村公営住宅等長寿命化計画	川上村耐震改修促進計画

3 計画の目的

住民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、住民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

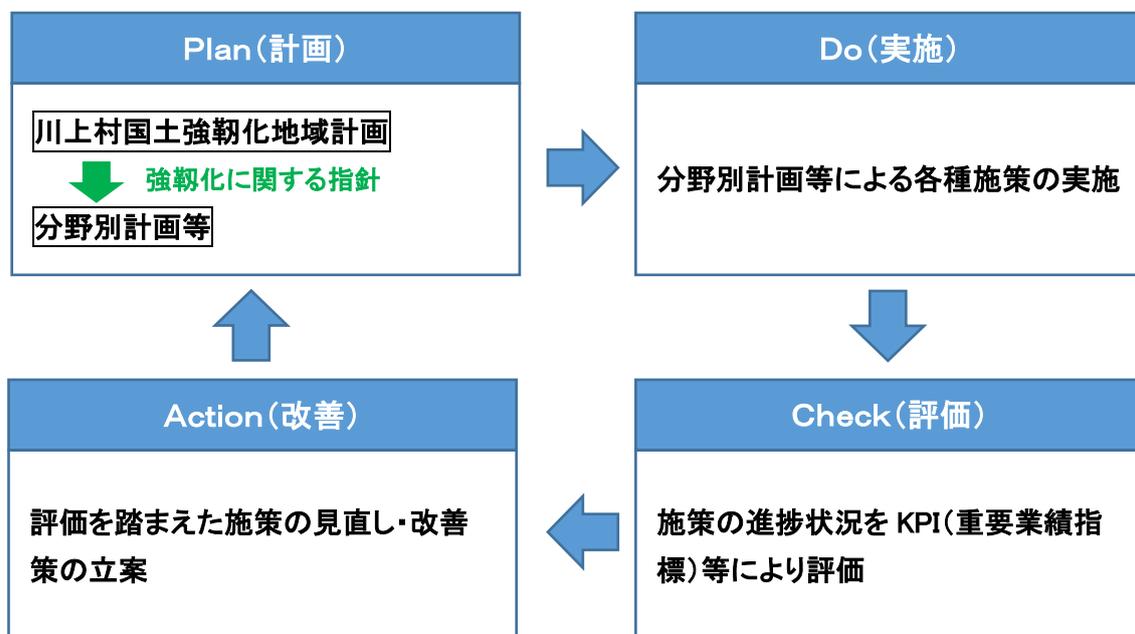
令和3年度を始期とし、国の基本計画や長野県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとしてします。

5 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「川上村総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「川上村地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

川上村で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、大雪・雪崩災害等があります。

なお、特に川上村に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

国の地震調査推進本部では、全国の主要活断層に関して長期評価を行っています。長野県内の6つの主要活断層のうち、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではMj（気象庁マグニチュード）8程度の地震の発生確率が今後30年間で発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）、境峠・神谷断層帯では主部でMj7.6程度の地震が0.02%～13%（同）、木曾山脈西縁断層帯では主部／南部でMj6.3程度の地震がほぼ0～4%（同）、阿寺断層帯では主部／北部でMj6.9程度の地震が6～11%程度（同）の発生確率となっています。

また、川上村は、首都直下地震緊急対策区域指定市区町村に含まれているとともに、南海トラフ地震防災対策等推進地域指定市町村にも含まれており、これらの地震により被害を受ける影響があります。

(2) 土砂災害・水害

川上村は千曲川の源流に位置し、急峻な地形と脆弱な地質のため、土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所の合計）が多くあり、土砂災害が数多く発生しています。

また、集落が千曲川に沿って東西に密集し、集落の段上に農地や山林がある地形であることから、ゲリラ豪雨や台風などの大雨により、山で降った大量の雨水が千曲川へ流れる際に、排水路の損壊や浸水、土砂崩れを引き起こす危険性があります。

(3) 大雪・雪崩災害

川上村は、県内北部の豪雪地域と比較すると降雪量は多くないものの、冬季の気温が-20℃に達することもあり、一旦降った雪が解けにくい気候です。こうした中、平成26年の大雪では、集落の孤立や長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じました。長期的な視野に基づく総合的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進していく必要があります。

(4) 複合災害

新型コロナウイルス感染症などの流行により、自然災害と感染症による複合災害が発生するおそれがあります。避難所の感染症対策や親戚、知人宅など避難所以外への分散避難など、予め住民と協力し、避難方法などについて準備しておく必要があります。

参考 長野県第3次地震被害想定

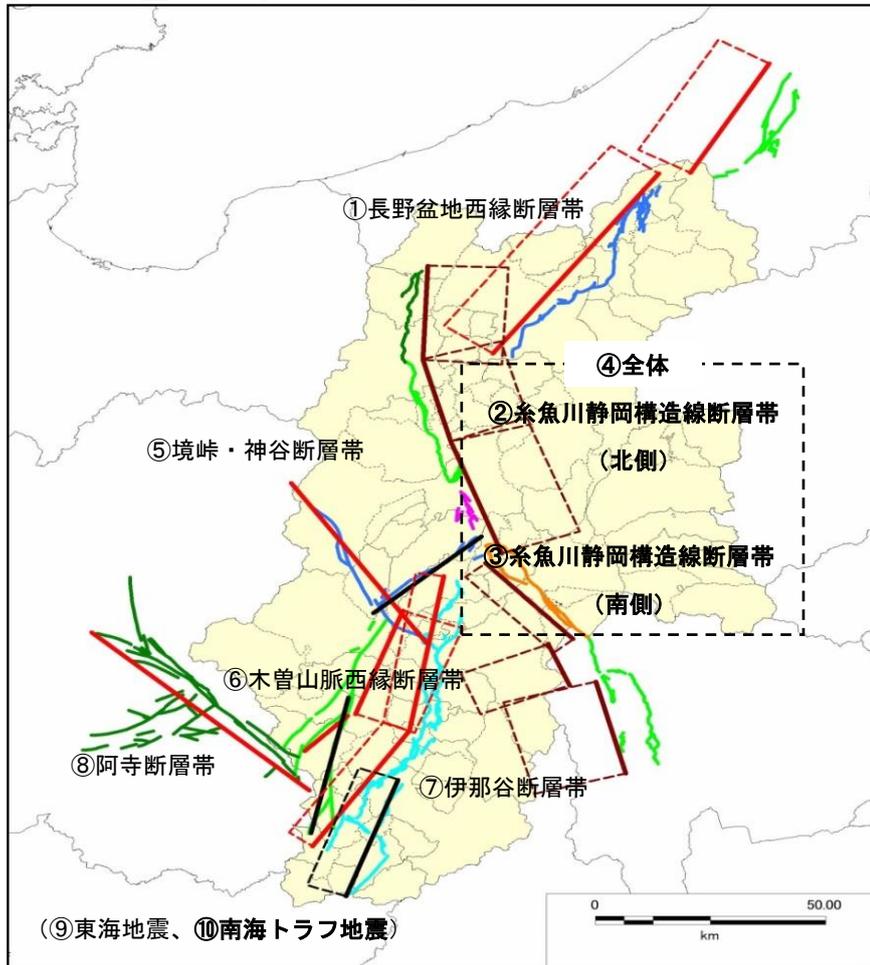
長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

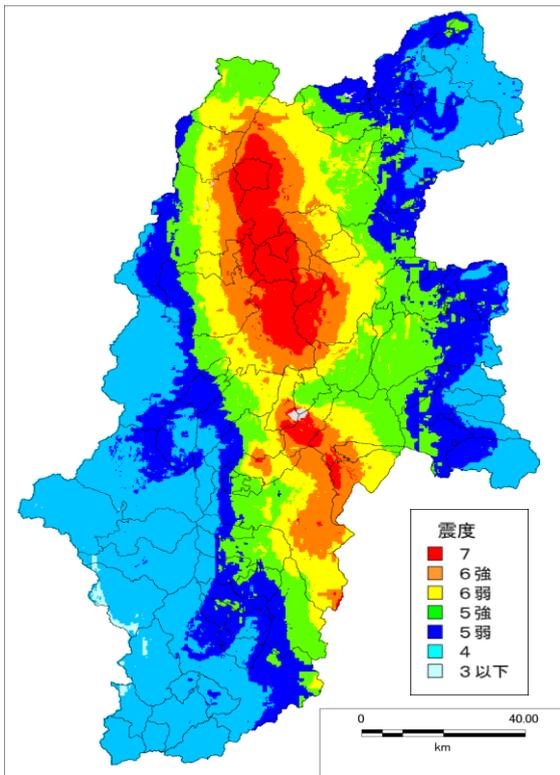
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

【図1 地盤モデル】(長野県危機管理防災課)

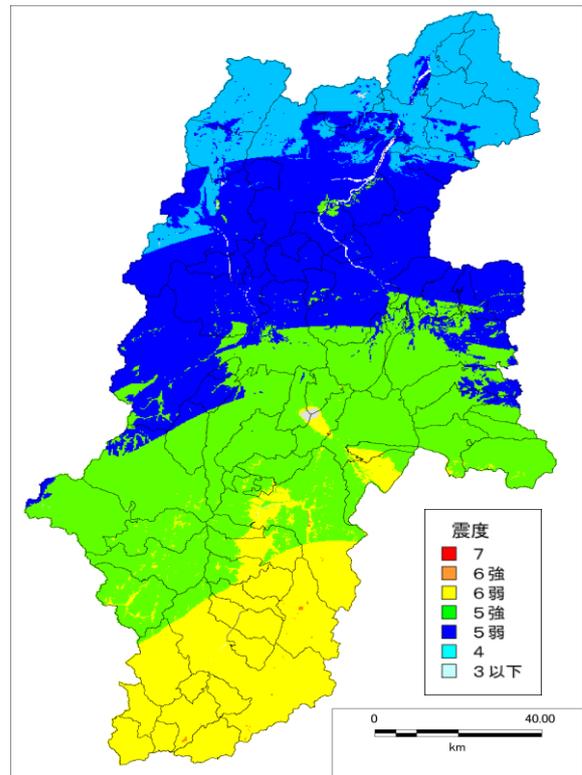


④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。(県内市町村で震度4～7)

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震



⑩南海トラフの地震（陸側ケース）

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震			⑩南海トラフの地震(陸側ケース)			備考	
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750	～	97,940	2,230	～	2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる	
	半壊	(棟)	103,450	～	109,620	20,420	～	20,450		
人的被害	死者	(人)	5,570	～	7,060	130	～	180		
	負傷者	(人)	31,160	～	37,760	3,330	～	4,440		
生活支障	避難者	(人)	367,540			59,690				被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566			135				
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310			701,780			被災直後	
	停電	(軒)	700,570			333,620			被災直後	

2 総合目標、基本目標

川上村を強靱化する上で、「総合目標」と「事前に備えるべき目標」達成のために、直面する様々な大規模自然災害等に対する脆弱性を見出し、評価することが必要です。下記の基本目標ごとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、計画を推進していきます。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 5 流通・経済活動を停滞させないこと 6 二次的な被害を発生させないこと 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、本村の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

（1）本村の強靱化を推進する上での取組姿勢

- 本村の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 本村が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本村と村民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取り組みを実施

(3) 効率的な施策の推進

- 村民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- 女性、高齢者、子供、障がい者などに配慮した施策の推進
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

川上村は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 川上村における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する川上村の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、川上村における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機	3-1	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-3	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3	農地・森林等の荒廃
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、国の基本計画や総合計画と調和を図り、以下の分野としました。

施策分野	個別施策分野	行政機能（消防含む） 危機管理 住宅 交通基盤 ライフライン・情報通信 保健医療・福祉 農林水産 国土保全 環境
	横断的分野	リスクコミュニケーション

4 脆弱性評価結果

評価結果は、別表1のとおりです。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、以下のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

消防力の強化（総務課）

- 各地区の消防車両等機械器具の整備や、消防団員の確保に努める。
- 緊急時に迅速な対応ができるよう機械操作など定期的な訓練を行い、消防力の維持・強化を図る。
- 各地区で、女性を対象に消火栓を使用した訓練を行う。

一般住宅等の耐震化対策（総務課）

- 住民が耐震診断や耐震改修を行う際の支援を行うとともに、補助制度の周知を行い、住宅の耐震化を図る。
- 災害に強いむらづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

防災拠点施設の整備（政策調整室）

- 大規模災害に備えた防災拠点施設（交流防災センター）を整備する。

公共施設等の耐震化（総務課）

- 公共施設等の耐震診断、耐震改修を計画的に進め、耐震化を図る。
- 災害に強いむらづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。

避難所の整備（総務課）

- 地域住民と協議し、避難所の見直しを随時行う。
- 中長期的な視点のもと、より安全・安心な避難所の構築に向け、改修や建替え、新設を検討する。

消防力の強化（総務課）

再掲 1-1)

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

<p>河川内の環境改善(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川内の支障木伐採を順次実施する。 ○河床整備の実施や河床洗堀防止対策の構造物を整備する。
<p>護岸の改良(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○護岸ブロックなどの点検を実施しつつ、必要な箇所の修繕を実施する。また、護岸未整備箇所について、必要な構造物を整備する。
<p>ハザードマップの整備と周知(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域や浸水想定区域など最新のデータを反映したハザードマップの作成 ○作成したハザードマップの各戸配布とホームページ上での公表などにより、住民へ広く周知する
<p>地区防災マップの作成支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地区で地域住民が主体となった危険箇所や避難経路などをまとめた防災マップの作成を支援する。
<p>避難訓練の実施(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民参加型の避難訓練を定期的に行い、平時から危険箇所や避難経路の確認を行う。

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

<p>急傾斜地崩壊対策施設の整備(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地で崩壊の危険性のある箇所に対して、砂防堰堤や崩壊土砂防護柵などの対策施設及び排水路の整備・改良を実施する。
<p>森林の荒廃対策の推進(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂崩落が起きる可能性が高い林地を把握し、計画的な森林整備を図る。
<p>ハザードマップの整備と周知(総務課)</p> <p>再掲 1-3)</p>
<p>地区防災マップの作成(総務課)</p> <p>再掲 1-3)</p>
<p>避難訓練の実施(総務課)</p> <p>再掲 1-3)</p>

1 - 5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

情報伝達手段の確保(企画課) ○防災行政無線やCATV文字放送など情報ネットワークの更新・整備を行う。 ○現状の情報ネットワークに加え、エリアメールや携帯端末向け情報発信ツールの整備により、情報伝達手段の多様化を図る。
情報伝達訓練の実施(総務課) ○実災害を想定した情報伝達訓練を実施し、気象庁の発表内容や被災状況などに応じた判断基準を明確化し、的確な避難情報が発令できる体制を構築する。
避難行動要支援者名簿の適切な活用(総務課・保健福祉課) ○避難行動要支援者名簿を最新の状態に随時更新するとともに、地域防災計画で定められたとおり関係機関へ名簿提供し、要支援者が安全に避難できる体制を構築する。
地図情報システムの整備(総務課) ○災害時に被災箇所などの状況を関係者が把握できる様、地図情報システムの整備を図る。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

<p>除雪体制の拡充（産業建設課）</p> <p>○村内の幹線道路の除雪を遅延なく実施するために、委託業者を確保し、連携を密にしながらい滑らかな出動、実施の体制を支援する。</p>
<p>千曲川左岸道路・大深山産業道路等の整備（産業建設課）</p> <p>○千曲川左岸道路・大深山産業道路など幹線道路の代替ルートとして、新たな道路を建設する。</p>
<p>建設業協会等との連携（産業建設課）</p> <p>○村内の道路網、公共交通網、公共施設や危険箇所の状況など、地元建設業協会と必要な情報交換を密に行い、緊急時に迅速に対応できるような連携を図る。</p>
<p>備蓄品の整備（総務課）</p> <p>○避難所用の備蓄品を定期的に整備・更新する。</p> <p>○備蓄状況を公開し、各地区の要望を聞き取り不足している物品の拡充を図る。</p>
<p>ヘリポートの整備（総務課）</p> <p>○ヘリコプターによる緊急搬送や緊急輸送活動が行えるよう、ヘリポートの整備を図る。</p>
<p>情報伝達手段の確保（企画課）</p> <p>再掲 1-5)</p>
<p>避難所の整備（総務課）</p> <p>再掲 1-2)</p>

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

<p>救助・救急資機材の整備（総務課）</p> <p>○救助・救急資機材を整備・拡充するとともに、その使用方法など定期的な訓練を行う。</p>
<p>救助・救急訓練の実施（総務課）</p> <p>○消防団などを対象に救助・救急訓練を実施し、負傷者に応急処置を行える体制を構築する。</p>
<p>ヘリポートの整備（総務課）</p>

再掲 2-1)
消防力の強化(総務課)
再掲 1-1)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

非常用電源等の整備(総務課)
○庁舎やヘルシーパークなど公共施設の非常用電源を整備する。
○発電機や投光器、燃料などを備蓄する。
避難所の整備(総務課)
再掲 1-2)
備蓄品の整備(総務課)
再掲 2-1)
ヘリポートの整備(総務課)
再掲 2-1)

2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

佐久総合病院との連携(診療所)
○佐久総合病院を中心とした後方医療機関の支援が受けられるよう、平時から連携・調整を行う。
○広域応援活動を受け入れるための体制を整備する。
医療資機材の整備と医療品の備蓄(診療所)
○医療品等の備蓄など、調達計画を策定する。
業務継続計画の策定(診療所)
○診療所業務における業務継続計画を策定する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難所の感染症対策(総務課)
○消毒液やマスク、パーテーションなど感染防止に必要な備品・消耗品を備蓄する。
○避難者受入れ時に検温や体調の聞き取りを行うとともに、世帯間の居住区域を2m以上離すなど避難所の感染防止マニュアルを策定する。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

<p>役場庁舎の機能強化(政策調整室)</p> <p>○庁舎の建て替えを実施し、災害時でも機能できる施設とする。</p> <p>○大規模災害に備えた防災拠点施設（交流防災センター）を整備し、地域の防災力を高める。</p>
<p>非常時優先業務の整理(総務課)</p> <p>○業務継続計画等で非常時の優先業務を整理する。</p> <p>○職員初動マニュアルや地域防災計画で定められた非常時対応について、職員を対象とした研修や訓練を行う。</p>
<p>非常用電源等の整備(総務課)</p> <p>再掲 2-3)</p>
<p>情報伝達手段の確保(企画課)</p> <p>再掲 1-5)</p>
<p>公共施設等の耐震化(総務課)</p> <p>再掲 1-2)</p>

3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

<p>電力会社や燃料供給事業者との連携(総務課)</p> <p>○平時から電力会社や燃料供給事業者と災害時の連携協定を締結するなど協力体制を構築する。</p>
<p>県消防防災無線や衛星電話の整備(総務課)</p> <p>○平時の通信手段が使用できなくなることを想定し、県消防防災無線や衛星電話など通信回線の多様化を図る。</p>
<p>役場庁舎の機能強化(政策調整室)</p> <p>再掲 3-1)</p>
<p>非常用電源等の整備(総務課)</p> <p>再掲 2-3)</p>
<p>情報伝達手段の確保(企画課)</p> <p>再掲 1-5)</p>
<p>公共施設等の耐震化(総務課)</p> <p>再掲 1-2)</p>

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道管の耐震化対策(産業建設課)

- 水道管の布設替え事業によって、管路の耐震化を進め、被害の縮小と復旧期間の短縮を図る。
- アセットマネジメント計画の活用により計画的に管路の布設替えを行う。

他自治体及び企業との協力体制の構築(産業建設課)

- 自治体間や企業との協定の締結を進め、緊急時の給水について連携強化を図る。
(給水車等の支援など)
- 簡易ろ過装置等の簡易緊急給水装置の導入を検討し、応急的な給水能力を確保する。

備蓄品の整備(総務課)

再掲 2-1)

4-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道BCP計画に基づく対応と民間企業との連携(産業建設課)

- 下水道BCP計画(業務継続計画)に基づき、可能な限り速やかに下水道機能の維持・回復を図る。
- 民間企業等と災害協定を締結し、緊急時に仮設ポンプや自家発電機等を確保できる体制を構築する。
- し尿・浄化槽の処理に関して、南佐久環境衛生組合で集約し、佐久平環境衛生組合において処理を行う。

4-3 地域交通ネットワークが分断する事態

道路橋梁の適切な管理(産業建設課)

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づいて橋梁の修繕工事を順次実施し、施設の長寿命化を図る。

千曲川左岸道路・大深山産業道路等の整備(産業建設課)

再掲 2-1)

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

野菜集出荷施設の電源確保などの対策（産業建設課）

○基幹産業である野菜生産の損害が最小限に抑えられるよう、集出荷施設の電源確保など、平時から農協等と災害時の対応など協議・連携し、様々な被災を想定した対策を検討する。

農地や畑灌漑施設等の早期復旧（産業建設課）

○地元区や地元建設業協会と連携し、農地や畑灌漑施設など可能な限り早く復旧できるよう、被害状況を把握するとともに、必要に応じてMAFF-SATなどの応援を国へ要請する。

千曲川左岸道路・大深山産業道路等の整備（産業建設課）

再掲 2-1)

電力会社や燃料供給事業者との連携(総務課)

再掲 3-2)

5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

備蓄品の整備(総務課)

再掲 2-1)

農地や畑灌漑施設等の早期復旧（産業建設課）

再掲 5-1)

千曲川左岸道路・大深山産業道路等の整備（産業建設課）

再掲 2-1)

水道管の耐震化対策(産業建設課)

再掲 4-2)

他自治体及び企業との協力体制の構築(産業建設課)

再掲 4-2)

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

急傾斜地崩壊対策施設の整備（産業建設課） 再掲 1-4)
森林の荒廃対策の推進（産業建設課） 再掲 1-4)
ハザードマップの整備と周知（総務課） 再掲 1-3)
地区防災マップの作成（総務課） 再掲 1-3)
避難訓練の実施（総務課） 再掲 1-3)
情報伝達手段の確保（企画課） 再掲 1-5)
情報伝達訓練の実施（総務課） 再掲 1-5)
避難行動要配慮者名簿の適切な活用（総務課・保健福祉課） 再掲 1-5)
地図情報システムの整備（総務課） 再掲 1-5)

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ダム浚渫（産業建設課） ○ダム施設の点検を実施しつつ、浚渫を実施する。
--

6-3 農地・森林等の荒廃

農地の多面的機能の維持（産業建設課） ○農家や地域住民が農地や農道を管理するための活動に対し積極的な支援を行い、営農が継続できる基盤を整備する。

森林の多面的機能の維持(産業建設課) ○森林管理システムを活用し、計画的に適切な森林管理を図る。
農地や畑灌施設等の早期復旧(産業建設課) 再掲 5-1)
森林の荒廃対策の推進(産業建設課) 再掲 1-4)

6-4 観光や地域農産物に対する風評被害

对外情報の提供(企画課・産業建設課) ○風評被害を防止するための施策や観光客を誘客するための施策を企画・実施するとともに、SNS等様々な情報発信ツールを活用し、正確な被災状況や復旧状況を発信する。
--

6-5 避難所等における環境の悪化

<p>避難所環境の整備(保健福祉課)</p> <p>○避難所における良好な生活環境確保のため、日用生活品の備蓄を充実させるとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進する。</p> <p>○特に要配慮者に対し、プライバシー確保の間仕切りや避難ルームを設置する。</p>
<p>避難所における健康管理体制の推進(保健福祉課)</p> <p>○避難所へ保健師を派遣し、避難者の健康管理や心のケアを行う。</p>
<p>要配慮者の受入体制の推進(保健福祉課)</p> <p>○要配慮者が適切な避難生活をおくれるよう、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備する。</p>
<p>避難所の感染症対策(総務課)</p> <p>再掲 2-5)</p>
<p>避難所の整備(総務課)</p> <p>再掲 1-2)</p>
<p>備蓄品の整備(総務課)</p> <p>再掲 2-1)</p>

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物置き場の候補地確保(産業建設課)

- 災害廃棄物置き場候補地の選定を進める。

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進(企画課)

- 災害の復旧・復興を迅速に行うため、土地境界を明確にする地籍調査を推進する。

千曲川左岸道路・大深山産業道路等の整備(産業建設課)

再掲 2-1)

建設業協会等との連携(産業建設課)

再掲 2-1)

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

仮設住宅の候補地設定と住宅支援制度の整備(総務課)

- 臨時の住民相談窓口を設置し、被災者の多分野にわたる相談に応じられる体制を構築する。
- 仮設住宅を建設するための応急仮設住宅建設候補地を設定しておく。

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

連絡体制の強化及び情報の共有化(総務課)

- 行政と各地区区長の連絡体制を強化するとともに、地区毎に避難時の支援体制などのマニュアルを作成し、地域の防災体制の強化を図る。

別表

別表 1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

1. 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

(消防力の強化)

- 地震時において大規模な火災の発生により、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがある。
- 地震や火災から人命を保護するため、延焼防止や避難路の確保などが必要。

(一般住宅の耐震化)

- 築年数が古い木造住宅は耐震対策が実施されず、耐震性が低い状況であるため、耐震診断や耐震改修の必要がある。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共施設等の耐震化)

- 避難施設などの公共施設において、築年数が古く倒壊のおそれがあるため、施設の耐震化あるいは建替えの必要がある。

(避難所の整備)

- 避難所が土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内にあるなど危険な避難所がある。

1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

(河川内環境及び護岸の整備)

- 河川内に支障木が生い茂る箇所が散在するため、増水時に、それらが川の流れに悪影響を及ぼし、法面や護岸が浸食され、最悪の場合は、河川の氾濫につながる恐れがある。
- 河川内に土砂が堆積し、河床が上がっている箇所や、逆に河床が下がりすぎている箇所がある。越水の危険や、護岸・橋脚の基礎部分に大きなダメージを与える可能性がある。

○一級河川の中でも護岸施設が整備されていない箇所や老朽化している箇所が散在する。長年の経過で河川の流れが変化している箇所などもあり、増水時に脆くなった護岸や法面に流れが当たって施設を損壊し、河川が氾濫する恐れもある。

(危険箇所の把握と防災意識の向上)

○自宅が土砂災害危険区域や浸水想定区域内にあるかどうかを住民一人一人が把握し、大雨時の避難行動などを想定しておく必要がある。

○住民一人一人が、居住区の危険箇所や指定避難所を把握するとともに、避難経路や避難方法を平時から検討しておくことが重要。

1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

(急傾斜地崩壊対策施設の整備)

○台風や集中豪雨等により緩んだ地盤が崩壊し、がけ崩れの発生や住宅地に土砂が流れ出ること、住民の財産や生命に危険が及ぶ可能性がある。

○対策施設の設置により、斜面等の土砂が崩れる現象を抑え、住民が安心して生活できる環境を整えることが必要。

(森林の荒廃対策の推進)

○令和元年東日本台風において、林地内の崩壊で土石流に伴う流木の発生が林道施設や流路の決壊原因になったことから、森林整備や治山事業により、土砂災害防止機能を向上させ、災害につよい森林づくりを進める必要がある。

(危険箇所の把握と防災意識の向上)

○自宅が土砂災害危険区域や浸水想定区域内にあるかどうかを住民一人一人が把握し、大雨時の避難行動などを想定しておく必要がある。

○住民一人一人が、居住区の危険箇所や指定避難所を把握するとともに、避難経路や避難方法を平時から検討しておくことが重要。

1-5) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(的確な避難情報の発令と情報施設の整備)

○避難勧告などの情報発信の判断の遅れを防ぐため、避難に係る判断基準を明確化する必要がある。

○防災無線、TV、IP 伝送路網など情報ネットワークを構成する放送局が役場庁舎にあるが、伝送路については有線であり、災害時に中継局等の停電や伝送路の断線などが起こった場合、村内全域への情報伝達が困難になるおそれがある。

(被災状況の把握と避難行動要支援者に対する早めの避難)

- 避難勧告などの情報発信の判断には、気象予報とともに、最新の危険箇所や被災状況を把握する必要がある。
- 逃げ遅れを防止するため、避難誘導を行う消防や地区の関係者が避難行動要支援者を把握しておく必要がある。

2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

(孤立集落等を支援する手段と体制の整備)

- 大雪の際に道路の除雪が追い付かず、自動車が通行不能になることや立ち往生の発生など、交通障害が起きる可能性がある。生活道路が長時間塞がれると、生活物資の確保が困難になり、村民の生活に重大な支障が生じる。
- 本村は長野県の最東端に位置することから、村外へ出入りするルートも限られている。災害時に迅速な復旧を実施するには、地元の業者の協力が不可欠。地理的・距離的な条件も悪いことから、地元以外の業者の対応には時間を要する。
- 千曲川と並走する県道梓山海ノ口線は、村内3か所で千曲川を渡河しているが、豪雨災害によって道路・橋梁が破損した場合、地域が孤立する危険性を抱えている。
- 県道梓山海ノ口線は村内唯一の基幹道路であることから、代替道路としての機能確保や交通安全上の危険解消のためにも、道路改良の必要がある。
- 道路の断絶などにより、数日間孤立する状況などを想定し、避難所の備蓄品を整備する必要がある。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

(救助・救急体制の確立と受援体制の整備)

- 山間部にある本村は、自衛隊や消防、警察が到着するまでに時間がかかるため、救助の人員が不足する可能性が高い。
- 自衛隊や消防、警察などの支援を迅速かつ効率的に受け入れるための計画を整備する必要がある。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給体制の整備)

- 診療所など医療活動の拠点となる施設において、停電や機器の故障が発生しても医療活動を継続できる必要がある。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

(医療体制の確保)

- 診療所など医療活動の拠点となる施設が被災した場合でも、医療を継続できる体制を維持しなければならない。
- 医療従事者や医療品が不足する事態を防ぐため、広域応援を受けられる体制を整備する必要がある。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(クラスターの防止)

- 避難所など人が多く集まる場所では感染症のまん延などクラスターの発生する可能性が高くなる為、避難所の衛生環境等の整備が必要。

3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1) 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

(役場庁舎の整備)

- 現庁舎の北側は急傾斜地崩落危険区域に指定されており、災害発生時に機能する発電機が危険区域にあるため、土砂災害等が発生した場合は利用困難になる。それに伴い、テレビや防災無線等を活用した災害情報の発信も出来なくなる恐れがある。
- 大規模な地震等が発生した場合、現庁舎は天井パネル等が崩落する恐れが高く、災害対策本部として事務室や会議室を使用することが困難になると予想される。

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

(通信施設の整備)

- 防災無線、TV、IP 伝送路網など情報ネットワークを構成する放送局が役場庁舎にあるが、伝送路については有線であり、災害時に中継局等の停電や伝送路の断線などが起こった場合、村内全域への情報伝達が困難になるおそれがある。

4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること**4-1) 上水道等の長期間にわたる供給停止**

(上水道施設の整備と給水体制の確保)

- 約10年後には耐用年数を超過する管路が多く出てくるため、管路の布設替えが必要となってくる。事業範囲が長距離となるため計画的に進めなければ、耐用年数が超過しているにもかかわらず布設替えが進められない地域が出てきた場合には被災後の復旧が遅れる可能性が高い。
- 自治体で給水車や小型ろ過装置等の緊急時の給水手段を確保していないため、近隣市町村や近隣の企業等に援助を求めるほかない状況。

4-2) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理施設の早期復旧)

- 災害により、汚水処理施設が破損し、汚水を処理できない状況を想定した体制の整備が必要となる。

4-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

(地域交通ネットワークの維持)

- 災害時に老朽化した道路や橋梁が崩壊し、道路が寸断されてしてしまう危険がある。
- 千曲川と並走する県道梓山海ノ口線は、村内3か所で千曲川を渡河しているが、豪雨災害によって道路・橋梁が破損した場合、地域が孤立する危険性を抱えている。
- 県道梓山海ノ口線は村内唯一の基幹道路であることから、代替道路としての機能確保や交通安全上の危険解消のためにも、道路改良の必要がある。

5. 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1) サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

(野菜生産基盤の維持)

- 基幹産業である野菜生産の損害が最小限に抑えられるよう、集出荷施設の停電など不足の事態を想定しておくことが重要。
- 災害の発生により、道路の閉鎖等、流通経路が遮断される可能性があり、輸送基盤の整備を着実に進める必要がある。

5-2) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

(交通網の整備と上水道の整備)

- 食料や飲料水等の安定供給のため、交通網や破損した水道施設の早期復旧が必要。

(生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に野菜生産ができるよう、集出荷施設の耐震化や予冷库・真空予冷施設、畑灌施設などの生産基盤の整備が必要。

6. 二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

(急傾斜地崩壊対策施設の整備)

- 台風や集中豪雨等により緩んだ地盤が崩壊し、がけ崩れの発生や住宅地に土砂が流れ出ること、住民の財産や生命に危険が及ぶ可能性がある。
- 対策施設の設置により、斜面等の土砂が崩れる現象を抑え、住民が安心して生活できる環境を整えることが必要。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う地すべり等の発生が懸念される場合、県や気象庁から発表される情報を瞬時に分析・判断し、住民へ避難行動を迅速に周知するため体制を整備しておく必要がある。

6-2) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ダム浚渫)

- 梓湖ダム内には土砂が満杯に堆積し、砂防ダムとしての役割は一旦完了した状態となっている。ダムの直下には集落も存在し、施設に損壊が生じた場合は、甚大な被害が発生する可能性がある。

6-3) 農地・森林等の荒廃

(農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

(森林の多面的機能の維持)

- 民有林において、管理放棄森林が増加していることから、多面的な機能を維持発揮させるため、適切な森林の保全が必要。

6-4) 観光や地域農産物に対する風評被害

(風評被害対策)

- 適切でない情報が拡散されることにより、地域及び農産物のイメージが下がり、生産者の売り上げが減少することが懸念される。
- 災害が発生した場合、情報不足等により実態以上に危険性が強調され、被災箇所以外においても観光客が減少することが懸念される。そのため、被災箇所や被災状況などの正確な情報提供を行う必要がある。

6-5) 避難所等における環境の悪化

(避難所環境の整備)

- 避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施、備蓄などにより避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要がある。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要。

(避難所における感染症対策)

- 避難所など人が多く集まる場所では感染症のまん延などクラスターの発生する可能性が高くなる為、避難所の衛生環境等の整備が必要。

7. 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物置き場の候補地確保)

- 現在災害廃棄物置き場としては川上村クリーンセンターが選ばれているが、クリーンセンターは交通の便が良くないため災害が起きた際のみ別の場所にも置き場を設ける必要がある。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地元建設業協会との連携)

- 本村は長野県の最東端に位置することから、村外へ出入りするルートも限られている。災害時に迅速な復旧を実施するには、地元の業者の協力が不可欠。地理的・距離的な条件も悪いことから、地元以外の業者の対応には時間を要する。

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

(仮設住宅の候補地設定と住宅支援制度の整備)

- 住宅が倒壊し、再建が大幅に遅れるなど、被災者が元の生活に長期間戻れないことを想定し、仮設住宅の建設予定地候補や被災者支援窓口を設置する必要がある。

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(連絡体制強化及び情報の共有化)

- 避難生活等が長引くことにより地域コミュニティの崩壊が考えられるため、各地区の区長を中心に必要な支援や対策を協議する必要がある。

別表2 個別の事業一覧（川上村村国土強靱化地域計画に基づく主な事業）

個別の事業名	担当課	担当係	備考
1. 行政機能（消防含む）			
新庁舎及び交流防災センター建設事業	政策調整室	政策調整係	事業期間：R3～R6
消防力の強化	総務課	危機管理・秘書係	
非常時緊急通信手段の確保	総務課	危機管理・秘書係	
情報システムの更新・整備	総務課	総務係	
地図情報システムの更新・整備	総務課	危機管理・秘書係	
非常用電源の整備	各施設管理者		
2. 危機管理			
備蓄品整備事業	総務課	危機管理・秘書係	
救急・資機材の整備	総務課	危機管理・秘書係	
地域防災計画の更新	総務課	危機管理・秘書係	
災害時マニュアルの作成	総務課	危機管理・秘書係	
ハザードマップ更新・普及事業	総務課	危機管理・秘書係	
地区防災マップ作成支援事業	総務課	危機管理・秘書係	
防災訓練の実施	総務課	危機管理・秘書係	
災害時応援協定	総務課	危機管理・秘書係	
へりポートの更新・整備	総務課	危機管理・秘書係	
罹災証明の発行	総務課	税務係	

3. 住宅			
公共施設の耐震化及び改修	総務課	行政住民係	
一般住宅の耐震化支援	総務課	行政住民係	
仮設住宅の候補地設定と住宅支援制度の整備	総務課	危機管理・秘書係	
4. 交通基盤			
千曲川左岸道路の整備 (村道 1-10 号線 居倉・大深山)	産業建設課	建設係	事業期間：H25～R4 全体事業費：1,300 百万円
大深山産業道路の整備 (村道 1-26 号線 大深山)	産業建設課	建設係	事業期間：H30～R4 全体事業費：1,900 百万円
道路橋梁の適切な管理	産業建設課	建設係	
村道の維持・管理	産業建設課	建設係	
支障木の伐採	産業建設課	農林係	
除雪体制の拡充	産業建設課	建設係	
地元建設業協会との連携	産業建設課	建設係	
5. ライフライン・情報通信			
水道管の更新・整備事業	産業建設課	環境係	
緊急時給水確保に向けた連携	産業建設課	環境係	
防災行政無線の更新・整備事業	企画課	企画広報係	
多様な情報伝達手段の確立	企画課	企画広報係	
電力会社や燃料供給事業者との連携	総務課	危機管理・秘書係	
6. 保健医療・福祉			
医療分野における広域連携	診療所		

予防接種の実施	保健福祉課	保健係	
避難行動要支援者名簿の整備	保健福祉課	福祉係	
避難所における健康管理	保健福祉課	保健係	
避難所における感染症対策	総務課 保健福祉課	危機管理・秘書係 保健係	
避難所環境の整備	総務課 保健福祉課	危機管理・秘書係 福祉係	
7. 農林水産			
農業基盤の整備	産業建設課	農林係	
農地の多面的機能交付金事業	産業建設課	農林係	
野菜生産安定基金	産業建設課	農林係	
野菜消費拡大事業	産業建設課	農林係	
8. 国土保全			
急傾斜地崩壊対策施設の整備	産業建設課	建設係	
適正な森林管理	産業建設課	農林係	
災害に強い森林づくり	産業建設課	農林係	
地籍調査の推進	企画課	振興係	
ダム浚渫	産業建設課	建設係	
護岸の改良	産業建設課	建設係	
河川内の環境改善	産業建設課	建設係	
9. 環境			
川上村クリーンセンターの更新・整備	産業建設課	環境係	
下水道施設の整備	産業建設課	環境係	

災害廃棄物対策	産業建設課	環境係	
10. リスクコミュニケーション			
防災教育の推進	教育振興課	教育振興係	
各地区との協議・連携	総務課	行政住民係 危機管理・秘書係	